

令和7年第1回七飯町議会定例会追加議案関係資料

◎条例の概要及び新旧対照表

資料1	七飯町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の概要（議案第28号）	1～2
資料2	七飯町パークゴルフ場条例新旧対照表（議案第28号）	3

七飯町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の概要

スポーツ振興課

1 改正理由

パークゴルフ場使用料については、平成19年に行った改定を除き、平成26年及び令和元年の消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う改定となっております。

近年、労務単価の上昇や資材価格等の高騰に伴い、施設維持管理費がかさんできており、適切なバランスを考慮した使用料に見直すため、七飯町パークゴルフ場条例（平成19年条例第25号）の一部改正を行うものです。

2 改正内容

別表を次のとおり改正します。

- (1) 町民等（七飯町及び北斗市に住所を有する者）と町民等以外の者としていた使用料の区分を、町民と町民以外の者に改めます。
- (2) 使用料に関しては、次のとおり改正します。

ア 町民

区分 金額	1日 (1施設)	1シーズン		用具の貸付 (1日)
		1施設	2施設共通	
A 改正前	320円	6,820円	9,440円	110円
B 改正後	400円	14,400円	18,000円	200円
C=B-A 値上げ額	80円	7,580円	8,560円	90円

イ 町民以外の者

区分 金額	1日 (1施設)	1シーズン		用具の貸付 (1日)
		1施設	2施設共通	
A 改正前	530円	—	—	320円
B 改正後	700円	—	31,500円	400円
C=B-A 値上げ額	170円	—	31,500円	80円

※町民以外の者の1シーズン（2施設共通）を新設

- (3) パークゴルフ場に特別の設備を設け、又は特殊物品を搬入し使用する場合に発生する使用料（1時間当たり1,580円）は、使用が想定されないことから備考から削ります。

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行します。

4 経過措置

経過措置として、改正後の七飯町パークゴルフ場条例別表の規定にかかわらず、令和8年度及び令和9年度の1シーズン使用料をそれぞれ次に掲げる額に読み替えて適用する附則を設けます。

(1) 令和8年度における使用料

区分	1シーズン	
町民	1 施設	9,600円
	2 施設共通	12,400円
町民以外	2 施設共通	20,500円

(2) 令和9年度における使用料

区分	1シーズン	
町民	1 施設	12,000円
	2 施設共通	15,200円
町民以外	2 施設共通	26,000円

七飯町パークゴルフ場条例新旧対照表

改 正 前 改 正 後

本則 (略)
 附 則
 1～3 (略)
 別表 (第10条及び第18条関係)

区分	使用料		
	1日 (1施設)	1シーズン	用具の貸付 (1日)
町民等	320円 1施設 2施設共通	6,820円 9,440円	110円
町民等以外の者	530円		320円

備考

- 1 シーズン使用料は、七飯町に住所を有する者に限り適用する。
- 2 町民等とは、七飯町及び北斗市に住所を有する者をいう。
- 3 パークゴルフ場に特別の設備を設け、又は特殊物品を搬入し使用する場合は、この表に定める額にかかわらず1時間当たり1,580円とする。

本則 (略)
 附 則
 1～3 (略)
 別表 (第10条及び第18条関係)

区分	使用料		
	1日 (1施設)	1シーズン	用具の貸付 (1日)
町民	400円	14,400円 1施設 2施設共通	200円
町民以外の者	700円	31,500円 2施設共通	400円

備考 別表に掲げる使用料の額は、消費税法 (昭和63年法律第108号) の規定による消費税及び地方税法 (昭和25年法律第226号) の規定による地方消費税の額に相当する金額を加算した額とする。